

新入生 各位

保証人 各位

文教大学

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免） を申請した場合の学納金について

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料及び入学金の減免並びに日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度、以下「修学支援制度」）の手続方法及び認定された場合の学納金については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 本学入学前に日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用候補者に決定している方

(1) 手続方法

大学進学後の奨学金手続き（採用候補者決定通知書の提出および進学届の入力）を必ず行ってください。手続きを怠った場合、正式な採用とはならず、候補者としての資格を喪失します。

進学後の奨学金手続きについてのご案内は、各校舎担当課ホームページで確認してください。

なお、授業料等減免は、給付奨学金の進学届で申請していただきます。給付奨学金と授業料等減免はセットとなりますので、一方のみの申請は原則受け付けておりません。授業料等減免のみ申請の場合は、給付奨学金を希望した上で奨学金の支給停止を届出ることになります。

所属	奨学金担当部署／ホームページ URL	ホームページ QR コード
教育学部・人間科学部・文学部	越谷学生課 https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/8856	
情報学部・健康栄養学部	湘南教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kvomu/news/18281	
国際学部・経営学部	東京あだち教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kvomu-t/?p=19394	

※大学進学後の手続きをしない場合は、採用が取り消されますので注意してください。

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった（減免対象と認定された）場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付します。

※還付口座は原則、日本学生支援機構給付奨学金の口座とします。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2024年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2025年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2024年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2024年7月頃に2期授業料の振込依頼書を保証人宛に発送いたしますので2024年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2025年2月以降に還付します。

2. これから日本学生支援機構給付奨学金に申請する方

(1) 手続方法

大学入学前に日本学生支援機構給付奨学金を申請していない方は、必ず日本学生支援機構の給付奨学金に申請を行ってください。

なお、授業料等減免は、給付奨学金とセットとなりますので、同時に申請をしていただきます。一方のみの申請は原則受け付けておりませんので、授業料等減免のみ申請の場合は、給付奨学金を希望した上で奨学金の支給停止を届出ることになります。

給付奨学金の新規申込に関するご案内は、各校舎担当課ホームページを確認してください。

所属	奨学金担当部署／ホームページ URL	ホームページ QR コード
教育学部・人間科学部・文学部	越谷学生課 https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/8853	
情報学部・健康栄養学部	湘南教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu/news/18284	
国際学部・経営学部	東京あだち教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?p=19392	

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった（減免対象と認定された）場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付します。※還付口座は原則、日本学生支援機構給付奨学金の口座とします。なお、申し込み時期・決定時期により1期分に関しても2月以降の還付となる場合があります。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2024年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2025年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2024年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2024年7月頃に2期授業料の振込依頼書を保証人宛に発送いたしますので2024年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2025年2月以降に還付します。

3. 延納について

2期授業料について、所定の手続を行うことで、納入期限を延期することが可能です。手続方法及び延納期限等の詳細については、学納金振込依頼書送付時に同封の『学納金振込依頼書の送付について』を参照いただくか、文教大学ホームページ (<https://www.bunkyo.ac.jp/campuslife/tuition/>) 「学納金（学費）・入学検定料」の「学納金納入について」をご確認ください。なお、延納の手続きをした場合でも、学納金を納入していただいた後、減免金額の還付となります。

※延納期限は毎年度異なりますので、該当年度に必ずご確認ください。

4. その他

- ・支援区分の変更により、1期と2期の減免金額が変更になることがあります。
- ・還付時期は現在の予定であり、変更となる場合があります。